

# 「相続」が「争続」にならないために!

相続登記が終わってからも  
いろいろな問題が…。

自分で  
使用しない土地を  
相続したけど、  
どうすればいいの?

土地の有効活用って  
色々あるけど、  
自分の土地には  
どれが最適なの?

アパート経営って  
本当に節税対策に  
最適なの?

どのくらい  
相続税って  
かかるの?

兄弟間で  
まだ話し合いが  
ついていない…



相続アドバイザーに  
相談すると解決します!



**相談無料**

相続のお悩みが

**スッキリ解決!!**

- 1ヶ所で全て解決!
- 自宅まで来てくれる!
- プロによる総合的な  
コーディネートが可能!
- 揉め事なしに解決できる!

不動産の条件や家族構成から二次相続まで考えたアドバイスを致します。

相続に関する業務は多岐に渡り、専門家に依頼するのも非常に労力を使います。私たちは「相続アドバイザー」を窓口として、  
別々の専門分野同士が互いに協力し合い幅広い分野における業務をワンストップで行う事で、お客様のニーズに効率よくお応えします。



Tokyo House Partner

東京都知事 (1) 第92968号 加盟団体/公益社団法人全日本不動産協会 公益社団法人不動産保証協会

株式会社 東京ハウスパートナー



0120-58-5522

●営業時間/10:00~19:00  
●定休日/土・日・祝